

平成30年度採用 石巻市職員中級（短大卒程度）採用試験要項
 ≪ 保育士・幼稚園教諭、栄養士 ≫

- 受付期間 平成29年7月1日（土）から平成29年8月10日（木）まで
 （当日消印有効）
- 第1次試験 平成29年9月17日（日）

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
保育士 幼稚園教諭	7名程度※	市立保育所又は市立幼稚園の業務に従事します。
栄養士	1名程度	栄養士としての業務に従事します。

※ 保育士・幼稚園教諭合わせての採用予定人員です。

2 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
保育士 幼稚園教諭	昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者 又は平成30年3月31日までに資格を取得する見込みの者
栄養士	昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、 栄養士免許を有する者 又は平成30年3月31日までに資格を取得する見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験科目・試験会場

試験日時		試験科目	対象者	試験会場
第1次試験	平成29年 9月17日 (日)	10:00～12:00	教養試験 (択一式)	石巻市立 桜坂高等学校 ※上履きをご持参 ください。
		13:00～14:30	専門試験 (択一式)	
		14:50～15:50	作文試験	
		16:10～16:30	一般性格診断検査	
第2次試験	平成29年10月下旬の予定	面接試験	第1次試験 合格者のみ	後日通知 (別途通知)

4 試験内容

試験科目		内容	問題数 時間等	
第1次試験	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	40題 2時間 (択一式)	
	専門試験	保育士	社会福祉、児童家庭福祉、社会的養護、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健、精神保健 ※保育士・幼稚園教諭については、「保育士試験」で行います。	30題 1時間30分 (択一式)
		栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営	30題 1時間30分 (択一式)
	作文試験	公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験	800字 1時間	
	一般性格診断検査	公務員に求められる資質についての検査	150題 20分	
第2次試験	面接試験	公務員としての適格性についての面接		

※ 最終合格者には、所定の健康診断書の提出を求めます。

5 受験手続

申込書の請求先	<ul style="list-style-type: none"> ● 石巻市総務部人事課、各総合支所又は各支所で配布します。 ※土日祝日を除きます。 ● 郵送を希望する場合は、封筒の表に「中級試験申込書請求」と朱書し、宛先を明記した角2 (A4サイズが入る大きさの封筒に 140 円切手を貼付)の返信用封筒を必ず同封し、請求してください。
受験の申込方法	<p>※ 郵便に限り受け付けます。(8月10日(木) 当日消印有効)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申込書及び履歴書に必要な事項を正確に記入してください。 ● 申込書にある返信用はがき(受験票の裏面)に 62 円切手を貼り付けてください。 ● 封筒の表に「中級受験」と朱書して石巻市総務部人事課宛て送付してください (申込書は折り曲げないでください。)。
受験票の交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 受験票は受付締切後に発送しますが、9月11日(月)までに届かない場合は、人事課までお問い合わせください。
請求・申込問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ● 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市総務部人事課 ☎0225-95-1111 内線 4065

6 合格発表・採用時期

合格発表	第1次	10月中旬に公告するほか、受験者全員に通知します。
	第2次	11月下旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。
採用時期		<p>原則として、平成30年4月1日から採用します。 ただし、採用予定日より前倒しで採用する場合があります。 なお、平成30年4月1日現在で資格を取得していない場合は採用しません。</p>

7 給与

- (1) 平成29年4月1日採用の新卒者の初任給は次のとおりですが、人事院勧告等により4月に遡及改正されることがあります。

初 任 給	158,800円
-------	----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。